明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二十条第五項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十六条
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
	法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項
第二十二条第一項	、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金	、退職共済年金
	法第二十五条において準用する組合法第四十五条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条
第二十四条第三項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十六条
	相続人及び住所	者、住所及び基礎年金番号
第二十四条第六項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十六条
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の五	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
第二十五条第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項において読み替えられた改正前国共済法附則第三十七条の二第二項第一号
	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第二十五条第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた国家公務員の退職給付の給付水準の

	第二十五条第一項第一号	及び住所	見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国共済法（以下「改正後国共済法」という。）第七十五条の四第二項
	第二十五条第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項において読み替えられた私立学校教職員共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
		法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項
		施行令第七条において準用する組合法施行令第十一条の七各号	改正前施行令第七条において準用する改正前組合法施行令第十一条の七各号
	第二十五条第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項において読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
	第二十六条の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十八条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
		及び住所	、住所及び基礎年金番号
	第二十六条の二第二項第二号	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
	第三十条の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の四の二第一項
	第三十条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
	第三十条の二第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第八十一条第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十一条第一項